

「特定投資家制度」における「期限日」のお知らせ

金融商品取引法における一般投資家から特定投資家への移行に関する「期限日」について

金融商品取引法第34条の3第2項及び第34条の4第6項に基づく、「一般投資家から特定投資家への移行」に関する「期限日」について、当金庫では、以下のとおり定めております。

1. 当金庫が定める期限日：毎年8月末日
2. 「期限日」は、金融商品取引法第34条の3第2項第1号及び第34条の4第6項に規定する「一般投資家から特定投資家への移行」の「承諾日」から起算して1年以内の最も遅い日となります。